

(5) 2021.10 ふじさと

一般会計補正予算

2億181万6千円を増額し、予算総額を40億3,613万7千円としました。

◇歳入◇

国からの普通地方交付税及び前年度繰越金の数値確定に伴う増額分と主伐収入の増額分が主なものになります。

◇歳出◇

令和2年度決算に係る剰余金の処分として、地方財政法の規定による財政調整基金、減債基金、ふるさとづくり推進基金、地域福祉基金、公共施設等維持整備基金への積み立てが主なものになります。

議会費に、議員控室の備品の購入費、総務費の企画費には、「第2期計画による定住化促進住宅賃借料」、選挙費には投票所が1カ所減になることからバス運行のための「委託料」、衛生費の塵芥処理費に、蛍光灯、乾電池の処分に係る「委託料」、農林水産業費の林業費に「町有林有効活用基金積立金」、土木費の道路橋梁費に「清水岱6号線桜並木剪定作業委託料」、教育費には、「小学校プールアスベスト含有調査業務委託料」などが計上されています。諸支出費の国庫支出金返納金は、障害者医療国庫負担金など福祉関連の負担金や補助金の返納金になります。

主な補正内容について

(単位：千円)

歳入

普通地方交付税	183,058
一般会計前年度繰越金	108,652
主伐売払収入	20,800
公営住宅基金繰入金	1,132

歳出

橋梁撤去詳細設計業務委託料	11,700
白神山水の館指定管理科	5,500
廃乾電池処分業務委託料	1,980
清水岱6号線桜並木剪定作業委託料	1,600

健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、令和2年度決算による町の健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上である場合は財政健全化計画を、財政再生基準以上である場合は財政再生計画を定める必要があります。また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定める必要があります。

健全化判断比率	区 分	R2	R1	H30	早期健全化基準	財政再生基準
	実質赤字比率	—	—	—	15.00%	20.00%
	連結実質赤字比率	—	—	—	20.00%	30.00%
	実質公債費比率	7.6%	8.8%	9.4%	25.0%	35.0%
	将来負担比率	32.7%	55.4%	52.1%	350.0%	(基準なし)
資金不足比率	区 分	R2	R1	H30	経営健全化基準	備 考
	簡易水道事業会計	—	—	—	20.00%	法適用
	公共下水道事業特別会計	—	—	—	20.00%	法非適用
	農業集落排水事業特別会計	—	—	—	20.00%	法非適用
	合併浄化槽事業特別会計	—	—	—	20.00%	法非適用

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため「—(該当なし)」で表示しています。

※資金不足比率がない会計は「—(該当なし)」で表示しています。